

請願の審査結果

この定例会では、請願5件の審査を行い、その結果1件は採択、4件は閉会中の継続審査となりました。また、提出者から請願1件取り下げがありました。

◎採択となった請願

付託委員会	受理番号	件名
教育民生委員会	第7号	難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求める請願

◎閉会中の継続審査となった請願

付託委員会	受理番号	件名
産業経済委員会	第5号	日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願
教育民生委員会	第6号	全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願
	第8号	「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書」提出についての請願
	第9号	新里中央小学校内の放課後児童クラブ施設の設置場所の見直しをもとめる請願

◎取り下げとなった請願

請願第2号…「最低賃金の改善を求める意見書」提出についての請願

可決

裁判上の和解

主な議案

概要

関東開発株式会社により提起された競走場使用料請求事件について、控訴により提示された和解勧告に従い和解したいので、議会の議決を得ようとするもの。和解の主な内容は、市は関東開発株式会社に本件第一審認容額のうち

お知らせ

◆次回定例会の開催予定は
2月28日(木)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部(要旨)を掲載しています。

詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。平成19年第4回定例会の会議録は、3月上旬からご覧になれます。なお、会議録は桐生市ホームページでもご覧いただけます。

ち本件解決金として一億八千万円を支払う。

意見書

この定例会では、意見書案2件を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

介護福祉の人材確保のための抜本的改善策を求める意見書

高齢化社会が進行し、介護サービスの量・質両面での充実が求められる中、現在および将来にわたる介護労働者の深刻な人材不足は介護制度の存亡にかかわる重大な問題であり、人材確保に向けた抜本的対策は緊急の課題である。

新卒・中途採用をふくめ募集をかけても人が集まらず、就職後は離職・転職が相次ぎ、安定的なケア体制をつくるのが困難となっている。国が打ち出している「質の向上」とは逆に、事業所にとっては質の確保、実践経験の蓄積もままならない重大な困難が生じており、人材難のため事業の維持が危機に直面する事態もある。

この背景には、介護給付費の抑制、相次ぐ介護報酬引き下げのもとでの労働条件の悪化、低賃金・不安定雇用化の急速な進行がある。これらがサービスの質の向上、配置人員体制の充実を困難にしていることは看過できない。

よって、国におかれては、制度の維持・存続を考慮しながらも、介護報酬の引き上げをはじめ、市町村の介護保険財政確立や介護事業所の経営改善にたいする積極的責任を果たし、介護労働者の労働条件の大幅改善、人員基準の見直しなどの抜本的改善策を早急に講じるよう要望する。

提出先

○内閣総理大臣 ○厚生労働大臣 ○財務大臣

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する「総合的対策の早期実現」を要望する意見書

平成19年6月の第166回通常国会において、衆議院、参議院の本会議において「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求める請願」が全会一致で採択され、内閣に送付された。

いま、「応益負担」の名のもとに、患者や家族に過酷な負担を強いていることが大きな問題となっている。原因が不明で治療方法も確立していない難病患者や慢性疾患患者や家族は、長期療養を余儀なくされ、そのために正規の就労につくこともできない状況にある。また、医療費の公費負担の縮小により重症患者の増加も懸念される。

難病対策は、患者の医療費負担を軽減することで治療に結びつけ、難病研究に生かすとして始まったものである。現在、難病医療費補助事業の予算はわずか240億円である。全会一致で採択された難病対策の拡充強化を求める国会請願を、実効あるものとして難病対策の予算を大幅に増額し患者の経済的負担を軽減し、国が指定している123疾患に限らず治療法もなく対症療法に頼る疾病についても難病対策に取り入れることなど、抜本的改革を行うことが必要である。

よって本議会は、国において難病患者などが、生涯にわたり安心、信頼して医療を受けながら暮らせる生活を保障するため、下記の事項について強く要望する。

記

第166回通常国会において採択された「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策」を早期に実現すること。

提出先

○内閣総理大臣 ○総務大臣 ○厚生労働大臣

桐生市基本構想を可決

この定例会では、桐生市新生総合計画の基本構想について審議し、賛成多数で可決しました。

なお、同基本構想を審査するにあたっては、基本構想審査特別委員会（委員十六人で構成）を設置し、二日間にわたり、慎重に審査を行いました。

同特別委員会における、主な質疑に対する市当局の答弁は、次のとおりです。

市建設計画との整合性については

新市建設計画は、平成二十六年まで並行して進んでいく。一市二村が合併して新しく総合計画を作っていくことについては、新市建設

設計画に盛り込まれていることは、十分に取込みながら新生総合計画を立てている。

桐生らしさを活かしたまちづくりについては

ファッションタウン構想

賛成討論

桐生市基本構想は、これからの桐生市の将来都市像を「伝統と創造、粋なまち桐生」と決め、2村との合併後の一体的なまちづくりを推進し、市民とともに取り組むことのできる新たなまちづくりの指針である。「信頼、責任、積極性」をまちづくりの理念とした基本構想を進めるための基本施策として、産業の活性化や都市基盤整備などの問題解決と将来都市像を実現する施策が具体的に明記され、内容も大いに評価でき、適切なものであり、本構想に賛成である。桐生独自の粋なまちが地方の地域活性化のきっかけとして全国に発信できるようにすることを願う。

反対討論

基本構想は、その財政計画に問題がある。合併前は、合併後10年間は合併特例債の7割が交付税措置され、臨時財政対策債も交付税措置されるので、地方交付税の大幅な減額は避けられるという説明をしていたはずなのに、なぜ地方交付税が激減されているのか。この理由の説明ができておらず大きな矛盾をかかえている。また、住民福祉の充実を掲げながら、内容があいまいで抽象的であり、財政的な裏づけもなく、実現可能性に大いに疑問を感じる。さらに、住民サービスの削減や負担増を求める行革方針を全面的に押し出しているなど多くの問題があり、賛成できない。

の推進、人口対策の推進、移住交流事業の促進、近代化遺産の活用と人が集うまちづくりの推進、人と自然の共生した環境にやさしいまちづくりなどの施策を通じて、取り組んでいく考えである。

群馬大学を核としたまちづくりについては

群馬大学工学部の知的資源、人的パワーは市民の財産である。ものづくりに特化する桐生市企業の専門性を重視する中で、産学官の連携をはじめ、幅広い分野

地域連携の一層の推進については

新里・黒保根地区との一体的なまちづくりは、段階的調整を進める中で、みどり市との早期合併に向けて

で連携・協力をはかり、地域の活動や市民交流を進め、地域産業の活力を高めていきたい。また、より多くの有能な人材が地元企業で活躍できるように、さらに努力していきたい。

将来都市像の「粋なまち桐生」については

桐生市が伝統の中で育んできた資産といったものを背景に、時代を読む力、美的センス、先進性などを表すものとして設定した。

人事案件

さらに連携をとり、各地域の特性を尊重しながら進めていきたい。みどり市との合併は、その機運を醸成していく中で、合併することが願いであり目標である。

教育委員会委員

藍原京子氏
(再任)

公平委員会委員

山崎眞由美氏
(再任)

固定資産評価審査委員会委員

岸田信克氏
(新任)

人権擁護委員

石井謙三氏
(再任)

同補充員

田嶋昭子氏
(再任)

本間光雄氏
(再任)

監査委員

園田恵三氏
(新任)

農業委員選任委員

新井達夫氏
(新任)

選挙管理委員の選出

同補充員

関口英雄氏

選挙管理委員

丸山晴子氏

同補充員

笠原康利氏

同補充員

彦部篤夫氏

中村良子氏

遠藤初男氏
(再任)

窪寺藤枝氏
(新任)